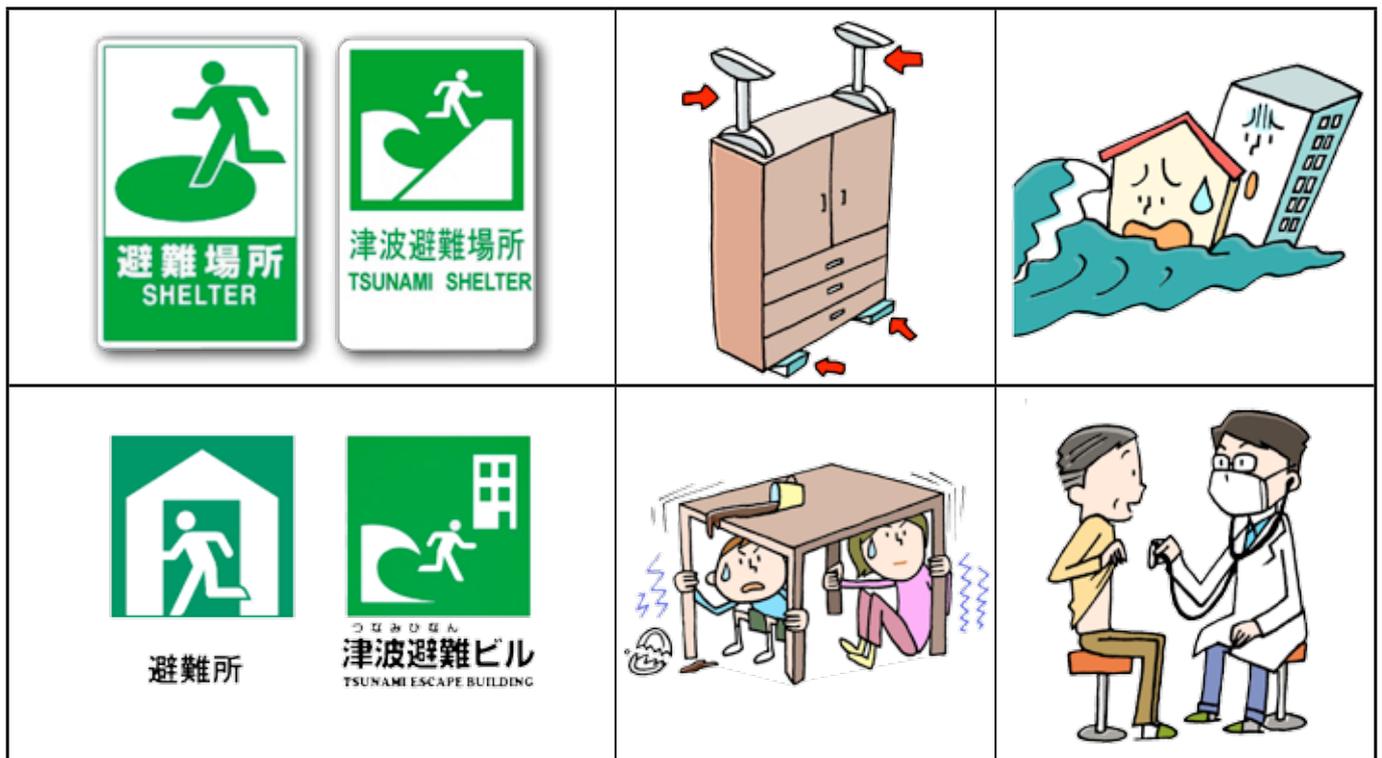


知って安心「患者・住民の災害対策」

－日常の備えから、被災した場合の対応まで－



はじめに	1 頁
第1節 防災・減災対策（日常的な備え）	2 頁
第2節 緊急地震速報が出された場合の対応	8 頁
第3節 地震発生時の対応	10 頁
第4節 大規模災害時の医療体制	11 頁
第5節 被災者の保険証、医療費免除等の取り扱い	12 頁
第6節 災害関連死の予防及び健康の確保	15 頁
第7節 被災者支援の概要と罹災証明書、被災証明書	17 頁

はじめに

1949年の地震観測法改正によって新たに制定された震度7以上の地震は、阪神・淡路大震災（1995年1月17日）、新潟県中越地震（2004年10月23日）、東日本大震災（2011年3月11日）、熊本地震（2016年4月14日・16日）の4つの震災で5回観測され、甚大な被害をもたらしました。

なお、震度7が制定される以前に発生した震度7相当の地震発生状況を勘案すれば、震度7の地震は数年～十数年に1回程度の確率で、全国どこでも発生する可能性があります。

	MJ	死者（災害関連死等）	不明	負傷者	全半壊※ ¹	被害総額
阪神淡路大震災	7.3	6,434人（919人）	3人	43,792人	249,180棟	10兆円
新潟県中越地震	6.8	68人（52人）		4,805人	17,982棟	3兆円
東日本大震災	9.0	19,533人（3,523人）	2,585人	6,230人	401,928棟	16.9兆円※ ²
熊本地震	6.5 / 7.3	228人（178人）		2,753人	42,734棟	4.6兆円

※¹全半壊は、火災等による被害を除く ※²福島原発事故廃炉・賠償費用（21.5兆円）等は含まない
 なお、東日本大震災は2017年3/8判明分（災害関連死は2016年9/30現在）、熊本地震は2017年4/13判明分

一方2017年3月10日時点で、過去6年間に台風や豪雨などによる著しい災害のうち、「激甚災害法の指定を受けた災害（被災地域や被災者に財政援助が必要として指定される災害）」は、27回（全国を対象とする「本激」14回、市町村単位で災害を指定する「局激」13回）に達しています。

自然災害は、多大な被害をもたらしますが、日常的な対策をとることによって被害を最小限にとどめることは可能です。また、被災者に対する支援の概要や手続きを把握しておくことによって、復旧・復興を早めることができます。

なお、住んでいる地域や建物の構造、家族構成、自治体によって災害対策は異なります。お住まいの自治体の「災害対策マニュアル」（名称は自治体によって異なります）を入手する他、町内会（又はマンション管理組合）などからあらかじめ情報を収集し、日常的な備えや被害にあった場合の対策などについて家族間で相談しておくとい良いでしょう。

また、東京都は、大規模災害の発生を想定した日常的な備えと、怪我などの応急処置など災害が発生した際の対応についてイラスト入りで詳しく説明した書籍「東京防災」を発行しています。「東京防災」は、下記ホームページで閲覧できる他、各種電子書店からは無料でダウンロードできます。なお、紙媒体の場合は1冊140円で各種書店でも販売していますので、参照ください。

<http://www.bousai.metro.tokyo.jp/1002147/>

本書は、自治体等で作成している各種マニュアルを踏まえ、日常的な防災管理と災害時の対応について必要な情報を整理するとともに、医療提供者の立場から大規模災害時の医療提供の具体的な取扱いの詳細をご案内しました。

災害への備えと、災害発生時の対応にお役立てください。なお本書は紙媒体での発行はしておりません。PDFをダウンロードしてお使いください。

第1節 防災・減対策（日常的な備え）

災害はいつ発生するかわかりません。

第1節では、防災・減対策として、どのように日常的な備えを行えば良いのかを例示しました。ご自宅や勤務先などの状況を踏まえて対策を整えてください。

なお、風水害等は災害発生の予測がある程度は可能です。

風水害等の発生が予測される場合には、建物の点検、備蓄品の再点検と補充、風水害に対する備えを行いましょう。

1. 自治体の防災マップやハザードマップ等を入手しましょう

ご自宅や勤務先などの所在場所によって、どのような被害が想定されるのか、また避難を行う経路や避難場所はどうなっているのかを把握しておくことが重要です。

自治体の防災マップやハザードマップ等で地域の被害予測と避難経路・避難場所をあらかじめ把握しておきましょう。

防災マップやハザードマップは、自治体によって名称や広報の仕方が異なります。ご自宅や勤務先が所在する自治体のホームページで確認するか、自治体の災害対策又は防災対策担当部局にお問い合わせください。

なお、詳細な防災マップを入手した場合は、ご家族や勤務先で皆さんが見られるようにしてください。



2. 避難場所を決めておきましょう

防災マップなどをもとに、ご自宅や勤務先などで被災された場合の避難場所と、そこまでの避難経路をご家族や勤務先で共有しておいてください。低地では、あらかじめ津波避難の場所とそこまでの道のりを確認しておいてください。

仮に連絡がとれなくなっても、避難場所を決めておけば、連絡がとりやすくなるでしょう。

なお、避難場所を示す看板は自治体によりイラスト・レイアウトが若干異なります。

また、津波避難場所、津波避難ビル、避難所、災害時避難所、避難場所、広域避難場所、震災時避難所、緊急避難場所など、名称も異なります。



3.1981年までの建造物や、増築を繰り返した場合は、耐震診断・耐震補強を

阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震等では、1981年までに建築された建物に大きな被害が発生しました。これは、現行の耐震基準が1981年6月に定められたことによります。

1981年までに建築された建物の他、増築を繰り返している場合も耐震強度は弱くなります。また、今の建物でヒビなどがある場合は、強度に問題がある可能性があります。これらの場合は、耐震診断・耐震補強を行いましょう。自治体が耐震診断や改修費に助成が行う場合もあります。



なお、『国土交通省の依頼を受けて耐震診断を行っている』等と言って耐震診断を強要する業者が一部にあるようですが、国土交通省が直接、個別の住宅・建築物に対する耐震診断・改修を行う場合はありません。そのような場合も自治体にご連絡ください。

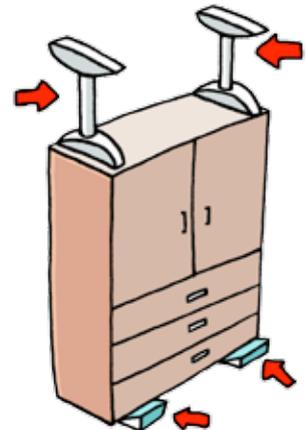
4. 家の中を点検し、地震が発生した場合の安全確保と、棚の固定等の対策を

家の中を見てください。巨大地震が発生した場合には、次の様なことが発生する恐れがあります。

- ① 家具、テレビなどが転倒する
- ② ガラスが割れて飛散する
- ③ 家具が滑って移動する
- ④ 荷物が邪魔で出られない
- ⑤ ストープが転倒して出火



ガラスの飛散防止フィルム



家具の転倒防止策の一例

こうした状況を未然に防ぐために次のような対策をしましょう。

- ① 家具やテレビに転倒防止策を講じる
- ② ガラスに飛散防止フィルムを貼る
- ③ 家具の滑り止めをしておく
- ④ 荷物を片付けておく
- ⑤ ストープは転倒したら火が消えるものを使用し、車輪はつけない。

就寝中に被災する恐れもあるので特に寝室の家具の転倒防止には、十分気をつけましょう。

そして、ガラス類が飛散することを想定して、枕元近くに履物を用意しておくことも大切です。

5. 要介護高齢者や障害者等は、災害時要援護者名簿に登録を

平成25年の災害対策基本法の改正によって、市町村は要介護高齢者や障害者等の情報を把握して「避難行動要支援者名簿」を作成することが義務づけられています。

市町村が対象者に郵送や面談で説明を行い、本人の意思を確認した上で名簿に登録します。そしてこの名簿が消防署、警察署、民生委員、防災組織などに配布され、災害時には名簿登録者の安否確認や避難支援が実施されます。

聴覚障害者や視覚障害者等は、警報さえ伝わらない可能性もありますので、避難リスクの高い方は名簿登録をしておきましょう。

6. 非常持ち出し袋の準備（当面の安全確保のために）

（1）体力に合わせた量で、リュック形式を

非常持ち出し袋は、「避難」において当面（1～2日）必要なものをあらかじめ準備し、災害が発生した時にすぐに持ち出しができるようにしておくものです。両手が使えるようリュックなど背負えるもので、体力にあった大きさ・重さのものにしましょう。



持ち出し袋

（2）すぐに持ち出せる場所におき、定期的にチェックを

非常持ち出し袋は緊急時に持ち出すものですので、しまっておかず、玄関脇や廊下、リビングなど、すぐに掴んで持って行ける場所で保管をします。

なお、袋の中身の食品の賞味期限や電池の残量等は定期的に点検をしましょう。

（3）持ち出し袋に入れておくもの（最低限必要なもの）

非常持ち出し袋（リュック等）には、下記に掲げるものを入れておくといいでしょう。

なお、中身の入ったものも市販されています。

市販の非常持ち出し袋を利用する場合は、地域の広域避難地図（ハザードマップ）やお金（小銭も）を入れて準備しておいてください。

安全確保	軍手、帽子、マスク、雨具（レインコートやポンチョ）、防寒具、ビニールシート、ライト、電池（ライト用・ラジオ用）、携帯電話の充電器
衛生用品	ウェットティッシュ（※1）、食品用ラップ（※2）、ポリ袋（※3）、タオル、ティッシュペーパー、生理用品、トイレットペーパー、口腔ケアグッズ（歯ブラシ、口腔ケアシート、液体歯磨き等）、うがい薬、救急セット
食料（1日分）	水（1人1ℓ）、非常食（乾パンやビスケット、チョコ等）
便利品	万能ナイフ、使い捨てカイロ、保温シート、折りたたみクッション、ライター
情報収集	筆記用具、広域避難地図（ハザードマップ）、携帯ラジオ
その他	お金（小銭も）
医療・介護	保険証や医療証、診察券、お薬手帳のコピーなど（本来はコピーでは使用できませんが、緊急時に患者さんの情報収集等に役立ちます）
家族状況に応じ	入れ歯の人（洗浄剤）、乳幼児（紙おむつ、粉ミルク、哺乳瓶、離乳食、スプーン）、寝たきりの人など（大人用オムツ）、糖尿病の人（ブドウ糖、ナッツ類、尿糖測定用スティック等）

- ※1 ウエットティッシュは、断水時に清拭や手洗い、洗顔、歯磨きで活躍します。
- ※2 食品用ラップは、食器に敷いて使うと紙皿の代用になり洗い物を少なくできます。寒いときには身体に巻いて保温をすることもできます。
- ※3 ポリ袋は、ゴミ袋としてだけでなく、断水時に段ボールやトイレにかぶせれば簡易トイレになります。

(4) 持ち出し袋と一緒に置いて置くもの

下記のものは、移動中のけがを防止するため、持ち出し袋と一緒に置いておき、避難時に着用してください。

全員	厚底の靴、ヘルメット
----	------------

(5) 持ち出し袋と一緒に持ち出すもの（余裕がある場合）

下記のものは、持ち出し袋に入れておくことは想定できませんが、重要なものです。いざという時に持ち出せるように、置き場所を家族で確認しておいてください。ただし、持ち出しは避難に余裕がある場合にしてください。

全員	保険証（公費負担医療の医療券がある場合は医療券も）
	携帯電話（充電器含）
	印鑑と銀行や郵便局の通帳
持病がある方	お薬手帳、持病のお薬
入れ歯の方	入れ歯（就寝中で入れ歯を外している場合等）
乳児がいる場合	母子手帳

7. 非常持ち出し以外の、災害用備蓄

自宅が無事でも被災から数日間は、日常生活品が滞ります。非常持ち出し袋以外に下記の備蓄をしておくといいでしょう。なお、水や食料は3日分をめどに備蓄し、備蓄したものについては消費期限や有効期限を確認し、交換が必要なものは定期的に交換しておきましょう。家族の状況に応じ、必要なものを追加備蓄してください。

備蓄品目（例）	数 量	備蓄場所	交換予定
飲料水（1人×1日3リットル×3日分）			年 月
非常用食料（缶詰、乾パン、クラッカー、スープ、野菜ジュース、チョコなど 1人×1日3食×3日分）			年 月
応急手当セット（三角布、包帯、医薬品、ばんそうこう、ガーゼ、はさみ等）			年 月
ウエットティッシュ（※1）			年 月
食品用ラップ（※2）			年 月
ポリ袋（※3）			年 月

布ガムテープ（※4）			年 月
マスク（※5）			年 月
タオル（※5）			年 月
生理用ナプキンなど			年 月
簡易トイレ			年 月
カセットコンロ・燃料、ローソク			年 月
			年 月

- ※1 ウエットティッシュは、断水時に清拭や手洗い、洗顔、歯磨きで活躍します。
- ※2 食品用ラップは、食器に敷いて使うと紙皿の代用になり洗い物を少なくできます。寒いときには身体に巻いて保温をすることもできます。
- ※3 ポリ袋は、ゴミ袋にもなり、断水時に段ボールやトイレにかぶせれば簡易トイレになります。
- ※4 布ガムテープは破損箇所の応急補修、割れたガラス破片や細かなゴミを取り除くのに便利です。
- ※5 マスク、タオルは、ほこりや感染症から身を守るために必要です。

ワンポイントアドバイス（簡易な電源確保の方法）

150W～300W程度であれば、自動車のシガーソケットからインバーター（2,500円～10,000円程度）で電源を確保することも可能ですし、最近では、最初からコンセントが搭載されている車も販売されています。短時間の電源確保であれば、キャンプ等にも利用できる「ポータブル電源装置」があります。充電しておけば数時間電源を確保することが可能です。

8. 家族等との連絡

地震発生直後は、固定電話・携帯電話とも通話制限が行われるため大変かかりにくい状態となります。東日本大震災では、特に携帯電話の使用規制が数日間続けられました。

また、メールも大量に送られたことで、携帯電話会社のサーバーから相手に発信されるまでの時間が大きく遅延し、リアルタイムでの連絡にはあまりつかえませんでした。

（1）NTTの災害用伝言サービス（171）の利用

被災地との電話がつながりにくい場合には、下記に掲げる要領で、NTTの災害用伝言板サービス（171）を使うことができます。

<伝言の録音方法>

- ① 「171」にダイヤルします。
- ② ガイダンスが流れます。「1（暗証番号を利用する場合は3）」をダイヤルします。
- ③ 被災地の方は、ご自分の電話番号を市外局番からダイヤルします。
- ④ ガイダンスに従い録音します。



＜伝言の再生方法＞

- ① 「171」にダイヤルします。
- ② ガイダンスが流れます。「2（暗証番号を利用する場合は4）」をダイヤルします。
- ③ 安否情報等を確認したい相手の電話番号を市外局番よりダイヤルします。
- ④ ガイダンスに従い再生します。

（2） SNS の利用

携帯電話は、メールも含めて被災直後はつながりにくい状況が続きます。

一方、携帯電話にアプリをダウンロードして利用する SNS（インターネットを利用したネットワークサービス＝LINE、Facebook、Twitter、mixi、instagram 等）による伝言板機能や通話サービス、メールやチャットは、携帯電話そのものによる音声通話や携帯メールよりも通信の集中負荷に強いとされ、災害時にも比較的つながりやすいといわれています。

利用登録は無料ですので、あらかじめ登録しておくとう便利です。

ただし、匿名性のある SNS の掲示板は、誤った情報が発信・拡散されやすい傾向もあります。SNS の情報については、事実関係を確認した上で対応することも必要です。

また、東日本大震災レベルの大規模災害の場合は、数千万人が一斉に利用することが予測されます。SNS は東日本大震災後に利用が広がったものですので、確実に繋がるかどうかはまだわかりません。

なお、公衆電話は、全数が災害時優先電話として扱われていますので、普段から公衆電話がある場所を把握しておくなど、万が一に備えて、複数の通信手段を考えておくことが重要です。

多数の従業員を抱えている場合は、グループごとに連絡が行えるようにしておき、その情報を集約しておくとう良いでしょう。

9. 予防（ワクチン）接種

災害時に発生する感染症対策として、平時から予防接種を受けておくことが重要です。

第2節 緊急地震速報が出された場合の対応

第2節は、気象庁ホームページ（下記アドレス参照）に掲載された緊急地震速報を見聞きした場合の「行動の具体例」を、そのまま掲載しています。

<http://www.data.jma.go.jp/svd/eew/data/nc/koudou/koudou.html>

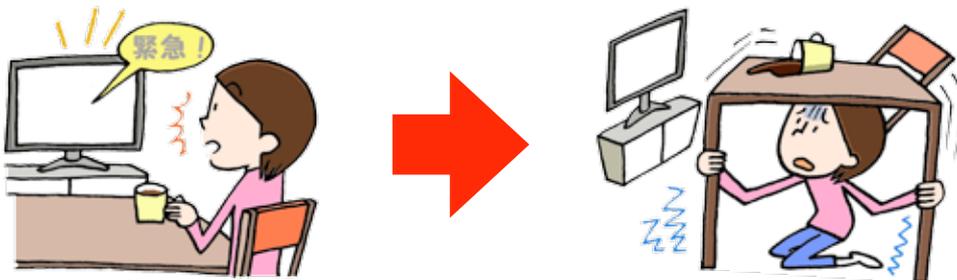
1. 屋内にいる時

(1) 自宅にいる場合

頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難してください。

あわてて外に飛び出さないでください。

無理に火を消そうとしないでください。地震発生時は身の安全を守ることを第一とします。



(2) 人が多数いる施設や職場

施設の係員の指示（職場では、職場の指示）に従ってください。
落ち着いて行動し、あわてて出口には走り出さないでください。



2. 乗り物に乗っている時

(1) 自動車運転中の場合

ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促してください。

急ブレーキはかけず、緩やかに速度をおとしてください。

大きな揺れを感じたら、道路の左側に停止してください。



(2) 鉄道やバス等に乗車中の場合

つり革や手すりにしっかりつかまってください。



(3) エレベータの場合

最寄りの階で停止させて、すぐに降りてください。(地震の初期微動＝P波を感知してもよりの階に止まるエレベータもありますが、緊急地震速報の段階ではとまりません)



3. 屋外にいる時

(1) 街の中の場合

ブロック塀の倒壊等に注意してください。
看板や割れたガラスの落下に注意してください。
丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難してください。



(2) 山や、がけ付近の場合

落石やがけ崩れに注意してください。

(3) 海岸や河川の近く、低地にいる場合

津波に注意してください。



第3節 地震発生時の対応

1. 身の安全の確保

地震発生時は、身の安全を守ることを第一とします。

丈夫なテーブルの下や、物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に身を寄せ、揺れがおさまるまで様子を見ます。高層階では、揺れが数分続くことがあります。大きくゆっくりとした揺れにより、家具類が転倒・落下する危険に加え、大きく移動する危険がありますので、注意してください。

なお、立ってられないほどの強い揺れや、揺れは小さくても1分以上続く場合は大きな津波が発生する可能性があります。海岸や、海岸に続く河川付近、低地では津波に注意をし、高台や津波避難場所、津波避難ビルに避難してください。これらの場所への避難が困難な場合は、安全を確認した上でマンションやビルなど大きな建物の上部階に避難してください。



2. 火の元の確認 初期消火

- ① 火を使っている時は、揺れがおさまってから、あわてずに火の始末をしてください。
- ② 出火した時は、落ちついて消火してください。



3. 避難

- ① 揺れがおさまってから、行動してください。転倒・落下した家具類やガラスの破片などに注意してください。
- ② 揺れがおさまった時に、避難ができるよう出口を確保してください。(個室にいる場合に大きな揺れを感じた場合は、出口確保のため、ドアをあけておいてください)
- ③ 瓦、窓ガラス、看板などが落ちてくる場合がありますので、外に飛び出さないでください。
- ④ 避難する場合は、丈夫な靴にはきかえ、ヘルメット又は防災頭巾もしくは帽子をかぶり、軍手などをして、落下物に十分気をつけて退去してください。
- ⑤ ブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉め、自分の安否情報、避難先をドアに張り紙し、カギを掛けて移動してください。
- ⑥ 行政から避難指示が出た場合は、指示に従って避難してください。また、行政から避難勧告が出された場合は、避難準備を行ってください。行政からの避難指示や勧告の有無にかかわらず、異常がある場合は避難してください。
- ⑦ 屋外で揺れを感じたら、ブロック塀などには近寄らないでください。
- ⑧ ラジオやテレビ、消防署、行政などから正しい情報を得てください。
- ⑨ 自動車での避難は、地域によっては危険な場合もあります。車による避難が良いかどうか、地域の実態を踏まえあらかじめ想定しておいてください。



第4節 大規模災害時の医療体制

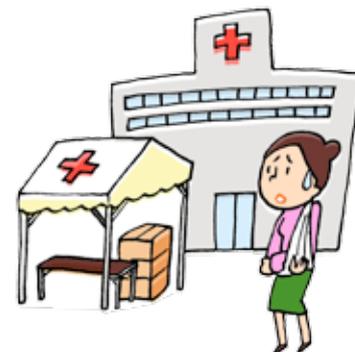
1 災害で負傷又は具合が悪くなった方

→避難所等の「医療救護所」又は地域の医療機関へ

災害時には地域の医療機関も被害を受け、治療ができない場合もあります。このため市町村は、地域の医師・歯科医師・薬剤師等と協力して避難所等に「医療救護所」を設置します。

「医療救護所」は、患者さんのトリアージ（治療の優先度の判別）を行って応急手当を行い、必要に応じて後方病院に運びます。

程度	状態	救護所の対応	備考
重症者	生命の危険の可能性があり、又は生命の危険が切迫している	応急手当の後、後方病院へ	直接「災害拠点病院」受診でも可
中等症者	生命の危険はないが、入院を要する		直接「地域の病院」を受診でも可
軽症者	生命の危険がなく、入院を要しない	応急手当の後、避難所等へ	直接「地域の診療所」受診でも可
死亡等	明らかに救命が不可能	なし	



「医療救護所」における応急手当の費用は無料ですが、「医療救護所」の医療スタッフや薬には限りがあり、「医療救護所」で必ずしも十分な医療が提供できるわけではありません。また、「医療救護所」のスタッフが揃うまでに若干時間がかかる場合もあります。

持病が悪化した場合や通常の疾病は、かかりつけ又は地域の医療機関を受診する扱いですが、被災によって地域の医療機関が休診している場合は、「医療救護所」で緊急対応をします。

なお、「医療救護所」は、一人でも多くの人の命を救うためにトリアージや応急処置を行うもので、できる対応は限られますので、地域の医療機関が診療している場合は地域の医療機関を受診してください。

また各自治体では、「極めて軽度な負傷」については、ご家庭での対応をお願いしています。



2 持病や通常の疾病、又は災害で負傷したが歩行できる場合

→地域の医療機関へ

持病や通常の疾病等については、地域の医療機関を受診してください。また、負傷又は具合が悪くなった方でも「重症者」は直接「災害拠点病院」に、「中等症者」は直接「地域の病院」に、「軽症者」は直接「地域の診療所」を受診されても結構です。

ただし、被災状況によって休診や診療制限が行われている場合がありますので、各医療機関の状況に応じて受診してください。

災害拠点病院や地域の病院・診療所は、医療救護所とは違ってしっかりと治療を受けられます。ただし、被災状況等によって休診や診療制限が行われている場合がありますので、各医療機関の状況に応じて受診してください。

災害拠点病院や地域の病院・診療所での治療は、保険診療として扱われますが、第5節（12頁参照）に掲げる状態である場合は、医療費の窓口負担は不要です。



第5節 被災者の保険証、医療費免除等の取り扱い

1 被災により保険証が提示できなくても、保険診療扱いになります

災害救助法が適用される自然災害の発生時等には、厚生労働省から「被災者に係る被保険者証等の提示等」に関する事務連絡が出され、当該災害によって被保険者証を提示できない場合であっても、①氏名、②生年月日、③連絡先（電話番号等）、④健保は事業所名、国保又は後期高齢者医療制度は住所（国保組合は、これらに加えて組合名）を医療機関の窓口で申し出れば、保険診療扱いで受診できることが示されます。

この取扱いが実施される場合は、行政から広報される他、テレビ、新聞、ラジオでの報道や避難所の壁新聞などで周知されます。

なお、事務連絡の発出がなくても保険者が同意すれば、保険証の提示がなくても保険診療扱いにすることが可能です。



2 著しい被害を受けた方は、窓口負担や保険料が徴収猶予・免除されます

(1) 通常の災害では、徴収猶予・免除をどうかを保険者ごとに判断します。

災害によって著しい被害を受けた場合には、医療や介護の窓口負担や保険料の「徴収猶予」や「減免」が保険者の判断で行えます。なお、窓口負担の免除は、保険者が発行する免除証明書等を提示する必要があります。

どのような場合に「徴収猶予」や「減免」が行われるかは、保険者によって判断が異なりますが、国民健康保険の場合は、右の「一. 徴収猶予の対象」に掲げる状態にある場合に、申請によって認められます。なお、「重大な損害」や「収入の減少」等の詳細は、自治体により異なります。

「徴収猶予」の場合は、医療機関の窓口では一部負担金を支払う必要がありません。後日保険者に一部負担金を

支払う必要がありますが、「徴収猶予」の対象者が、生活が著しく困難となった場合において必要があると認めるときは、申請により「減免」が受けられる扱いとなります。

ただし、徴収猶予と免除の2回申請が必要になる場合がありますので、ご注意ください。

窓口負担の徴収猶予・減免の対象となる状況 (昭和34年3月30日保発第21号厚生省保険局長通知)
一. 徴収猶予の対象
1 震災、風水害、火災、その他これら類する災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
2 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき。
3 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
4 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。
二. 減免の対象
上記一のいずれかに該当したことによりその生活が著しく困難となった場合において必要があると認めるとき。

健康保険の場合は、健康保険法第75条の2で、「保険者は、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情（震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた）がある被保険者であって、保険医療機関又は保険薬局に一部負担金を支払うことが困難であると認められるもの」に一部負担金の減額、免除、猶予等の措置を採ることができるかとされています。高齢者の医療の確保に関する法律第69条、介護保険法第50条・第60条等でも同様の定めがあります。

適用の判断は各保険者に任されていますので、災害により被害を受けた場合は、加入する医療保険者に相談します。なお、災害とは直接関係がないが収入が著しく減少したときも、徴収猶予・免除の対象になります。保険料についても、同様の規定があります。

(2) 阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震クラスの災害は、国が免除します

一般的な災害であれば猶予や減免の判断を保険者が行うことが可能ですが、大規模災害の場合は保険者の判断を待っていたのでは必要な医療が受けられない事態になってしまいます。

このため、「激甚災害指定基準による指定（本激）」がされるような災害で、その被害が著しく大きいものについては、「被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」と題する事務連絡が厚生労働省から発出され、猶予・免除の対象者（右記参照）と、対象期間が示されます。

これまでにこの取り扱いが実施されたのは、「阪神・淡路大震災」、「東日本大震災」、「熊本地震」の3つだけです。

この取扱いが実施される場合は、行政から広報される他、テレビ、新聞、ラジオでの報道や避難所の壁新聞などで周知されます。

なお、被災直後等で免除が確定していない場合は「猶予」という表現が使われますが、「猶予」であっても医療機関の窓口では一部負担金を支払う必要はありません。また、被災直後は罹災証明書等も発行されませんので、「証明書の確認が必要である」旨の通知が出されるまでは、患者さんが医療機関の窓口で上記の①～⑤のいずれかに該当する旨を申し出れば、窓口負担は徴収されません。

保険証を紛失又は持ち出せなかった場合は、医療機関の窓口で①氏名、②生年月日、③連絡先（電話番号等）、④健保は事業所名、国保又は後期高齢者医療制度は住所（国保組合は、これらに加えて組合名）と、上記①～⑤のいずれかに該当する旨を申し出てください。

大規模災害時における猶予・免除対象者	
①	住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災
②	主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病(※)
③	主たる生計維持者の行方が不明
④	主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止
⑤	主たる生計維持者が失職、現在収入がない
※「重篤な傷病」とは、「罹災により1カ月以上の治療が必要な状態」であることが協会けんぽ福島支部のホームページで示されている。	



医療機関は医療費の10割を保険請求し、後日「免除」となれば、患者さんの負担はありません。仮に「免除対象外」となった場合は、保険者が患者さんから一部負担金を徴収することになります。

免除・猶予は、全国の医療機関が対象です。被災地から遠く離れていても被災者が受診する場合は、被災地と同様に免除・猶予となります。

被災から一定期間が経過して、罹災証明書等が発行できるようになると、「免除証明書の確認が必要である」旨の通知が出されます。この通知が出された後は免除証明書を医療機関の窓口で提示する必要があります。

なお、対象者や対象期間は、最低これだけは免除・猶予が必要と政府が考えるものです。従って、対象者の拡大や対象期間の延長などを災害の状況に応じてその都度、要望する必要があります。要望が認められれば改めて厚生労働省から通知で示されますので、それにそって対応します。

ちなみに「阪神・淡路大震災」と「東日本大震災」では、期間は異なるものの全ての保険者について国の負担で免除が実施されました。しかし「熊本地震」では、2016年9月末までは全ての保険者で猶予が実施されましたが、国の負担による免除は市町村国保・後期高齢者医療・協会けんぽ・介護保険に限られたため、国保組合と健康保険組合では猶予分を保険者から請求される場合があります。また、2016年10月以降は、市町村国保・後期高齢者医療・協会けんぽ・介護保険の窓口負担免除は継続されましたが、国保組合と健康保険組合は保険者の判断となりました。

免除の範囲や期間の差について政府は、被災状況を踏まえた違いであるとしています。

窓口負担猶予の案内（熊本地震発生直後）

医療機関等を受診される熊本地域の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても **医療機関等を受診できます**

○ 次の要件のうち①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、**医療保険の窓口負担や介護保険の利用料の支払いがいったん猶予**され、受診した際に支払いを求められることはありません。

【要件】

- ① 住家の全半壊、全半壊又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

※ 対象者は次の医療保険・介護保険に加入されている方です。
 ・熊本県内の全ての市町村の国民健康保険・介護保険
 ・熊本県後期高齢者医療
 ・協会けんぽ、熊本県内の全健保組合を含む一部の健保組合

※ 保険証なしでも医療機関等を受診・介護サービスを利用できます。

○ さらに、熊本県内の全ての**市町村国保、後期高齢者医療、協会けんぽ**、熊本県内の全ての市町村の**介護保険**に加入している方などは、猶予された窓口負担は**免除**されます。

※ この免除を受けるためには、上記の要件に該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

○ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

○ この**窓口での取扱い**は平成28年7月末までです。

○ この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

窓口負担免除の案内（東日本大震災）

医療機関等を受診された被災者の方々へ

平成23年7月1日から医療機関等の窓口での取扱いが下記のように変わります。

1. 保険診療を受ける際には、従来通り、窓口での「保険証」（被保険者証）の提示が必要になります。
2. 窓口負担が免除となるためには、一部負担金等の「免除証明書」の提示が必要となります。

平成23年7月1日からは、一部負担金等の免除証明書の提示が必要となりますので、ご加入の医療保険の保険者に申請して下さい。

- ・免除となるのは、平成24年2月29日までのです。（入院時食事療養費及び入院時生計療養費については、別途定める期限までの間）
- ・なお、免除の対象となる方で、免除証明書を提示できず窓口負担を支払った方は、支払った窓口負担の還付を受けることができますので、申請をお願いします。

（窓口負担が免除される方）

- (1) 災害救助法の適用地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域の住民（地震発生後、他市町村へ転出した方を含む）であり、
- (2) 以下のいずれかに該当する方
 - ① 住家の全半壊、全半壊又はこれに準ずる被災をした方
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、休止した方
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
 - ⑥ 震災の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方（緊急時避難準備区域に関する指示が解除になった場合も、当分の間は取扱いは変わりません。）
 - ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

※ただし、「以下の市町村国保にご加入の方」又は「以下の3県の後期高齢者医療制度にご加入の方で、保険証に記載された住所が以下の市町村である方」は、右欄の日から免除証明書の提示が必要となります。

県名	市町村名	提示が必要となる日
岩手県	宮古市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町	平成23年 8月 1日
宮城県	女川町	平成23年10月 1日
	宮城県 南三陸町	平成23年 9月 1日
	田村市、南相馬市	平成23年 8月 1日
福島県	広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛城村、新館村	免除期間終了まで 免除証明書は不要

◎ご加入の医療保険の保険者への保険証や免除証明書の申請を忘れずに。

申請の方法等お問い合わせは、ご加入の医療保険の保険者にお願います。

第6節 災害関連死の予防及び健康の確保

災害による直接の死亡ではありませんが、災害に関連した様々な要因で死亡する事例が少なくありません。

災害関連死の認定例を右に列記しました。

阪神・淡路大震災では「インフルエンザの集団感染」、新潟県中越地震や熊本地震では「車中泊によるエコノミークラス症候群」、東日本大震災では「避難生活のストレスや過労」による災害関連死が多く発生しました。

せっかく助かった命を亡くすことはあってはなりません。

1 医療や公的支援の拡充

災害関連死を予防するためには、何よりも医療を受けられる制度、復旧・復興に向けた公的な支援の充実が重要であることが認定例からも分かります。

震災	死者総数	災害関連死	
		死者数	割合
阪神淡路大震災	6,434人	919人	14.28%
新潟県中越地震	68人	52人	76.47%
東日本大震災	19,416人	3,523人	18.14%
熊本地震	204人	154人	75.49%

災害関連死の認定例

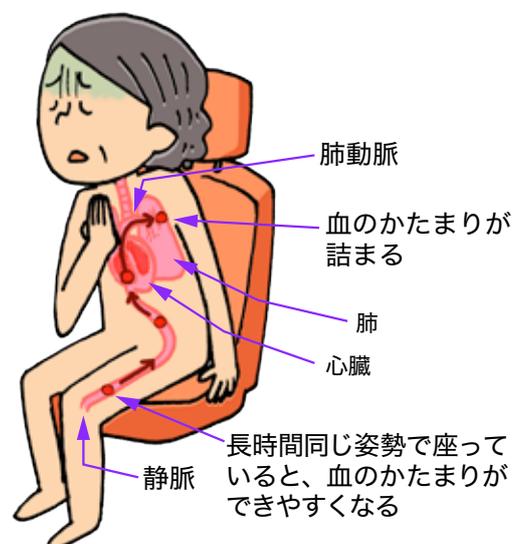
- ① 処方薬が摂取できなかったことによる持病の悪化
- ② ストレスによる身体の異常
- ③ 不衛生な環境による体調の悪化
- ④ 栄養不足や食欲不振による衰弱死
- ⑤ 車中泊中の静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）
- ⑥ 将来を悲観した自殺
- ⑦ 仮設住宅で孤独感にさいなまれ、過度の飲酒をしたことによる肝硬変
- ⑧ 災害復旧作業中の過労死
- ⑨ 地震による疲労が原因の事故死

2 エコノミークラス症候群の予防

長時間同じ姿勢をとっていると、血管が圧迫されて血のかたまりができやすくなります。これが血流に沿って肺に到達して詰まる（肺血栓）を起こすと死に至る場合があります。これをエコノミークラス症候群と言います。

一般的な予防として次のような対策があります。

- ① 水分の補給を行いましょう。
- ② 数時間ごとに歩きましょう。
- ③ ふくらはぎをマッサージしましょう。
- ④ 足のケガは早めに治療しましょう。
- ⑤ 足首や膝関節を動かしましょう。
- ⑥ 弾性ストッキングを利用しましょう。
- ⑦ 睡眠は、横になってとりましょう。



3 簡易トイレの確保で水分摂取

トイレの回数を抑えようと水分摂取を我慢することがないようにする必要があります。携帯トイレを少なくとも1人につき30～40枚を用意していると良いでしょう。

なお、ポリ袋は携帯トイレの代わりにもなります。

4 口腔ケア（歯磨き、義歯の清掃）は重要

口腔ケアは、むし歯や歯周病予防、そして高齢者の肺炎予防のためにも重要です。ただし、被災直後は水が出ない場合も少なくありません。そのような場合は介護用品として販売されている、口腔内を掃除する口腔ケアシートが便利です。

5 医学会が提唱する9つの予防策

同時に、日本循環器学会、日本心臓病学会、日本高血圧学会は、これまでの震災を通して得た多くのエビデンスから個人で対応できる9つの予防策を提唱しています。

6 スキンシップの重要性と留意点

被災者は、不安や大きなストレスを抱えています。いつもより以上に、身近な方との話し合いやスキンシップをとってください。

2016年6月1日放送のNHKためしてガッテンでは、信頼関係のある方に触れられると、「オキシトシン」が発生し、「抗不安」、「睡眠改善」、「降圧」、「鎮痛」、「認知症の改善」などの効果が期待されることが放送されました。

番組では、下記のようなタッチケアを紹介しています。

- ① 椅子の背やテーブルにもたれて楽な姿勢をとる
- ② 背中に両方の手のひらをぴったりつけ背中全体をなでる
- ③ 1秒間に5cm程度のゆっくりとした動きでなでる（手のひらでアイロンを掛ける感じ）

ただし、信頼関係がない相手の場合には逆効果になります。また、災害に乗じて窃盗や性犯罪がおきる場合も少なくありませんので、こうしたことには十分にご留意ください。

7 初期対応

東京都では、防災マニュアルをホームページで公開し、緊急時のマニュアル等を掲載しています。
<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2015/08/20p8l300.htm>（「東京防災」）

なお、緊急対応の仕方として下記も掲載されています。

<http://www.bousai.metro.tokyo.jp/book/pdf/jp/20p7o412.pdf>（緊急時のマニュアル）

- ①心肺蘇生法、②止血、③骨折・捻挫の応急手当、④切り傷の応急手当、⑤やけどの応急手当、⑥傷病者の負担を軽減する、⑦傷病者の体位管理、⑧傷病者の搬送法、⑨包帯の代用、⑩消火器の使い方、⑪屋内消火栓の使い方、⑫スタンドパイプの使い方、⑬可搬式消防ポンプの使い方、⑭新聞紙で暖をとる、⑮体温を調節する、⑯足を保護する、⑰脱水症状を防ぐ

妊産婦・乳幼児を守る災害対策ガイドラインは、下記を参照ください。

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/shussan/nyuyoji/saitai_guideline.files/guideline.pdf

災害関連死の9つの予防策

- ① 睡眠
- ② 1日20分以上の歩行
- ③ 水分の十分な摂取による血栓予防
- ④ 良質な食事。減塩に努め、カリウムの多い食事の摂取
- ⑤ 震災前からの体重の増減は±2kg以内
- ⑥ マスク着用、手洗い励行など感染症予防
- ⑦ 降圧薬やその他の循環器疾患の内服薬の継続
- ⑧ 血圧の管理
- ⑨ 禁煙

第7節 被災者支援の概要と罹災証明書、被災証明書

1 罹災（りさい）証明書があれば、受けられる支援

被災者支援を受けるためには、罹災証明書が必要です。罹災証明書があれば受けられる支援には下記があります。

下記以外にも、さまざまな支援制度がある自治体もあります。お住まいの自治体に問い合わせ、又はホームページで確認してみるとよいでしょう。

(1) 罹災証明があれば、申請して受けられる公的支援の例

① 被災者生活再建支援金

ア. 支給対象世帯は、自然災害によって10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等に所在する下記に該当する被災世帯（9世帯以下の住宅全壊市町村等でも独自に支援を行う場合がある）

- a. 住宅が「全壊」した世帯
- b. 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- c. 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- d. 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

イ. 支援金の支給額は、下記の2つの支援金の合計（なお、1人ぐらしの場合は3/4の額）

- a. 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊（上記a）	解体（上記b）	避難（上記c）	大規模半壊（上記d）
支給額	100万円			50万円

- b. 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建築・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

ウ. 申請方法

- a. 申請窓口は、市町村
- b. 申請に必要な書類と申請期間は次の通り

	書類	申請期間
基礎支援金	罹災証明書、住民票等	災害発生日から13か月以内
加算支援金	契約書（住宅の購入、賃借等）等	災害発生日から37か月以内

② 義援金の支給

ア. 義援金は、災害の発生から若干の落ち着きを取り戻した頃に、被災都道府県に設置した「義捐金配分委員会」で配分方法を定めます。

イ. 熊本地震では、死亡者、重傷者、一部損壊以上の住宅被害に支給されました。（東日本大震災では行方不明者も対象）

ウ. 被災者からの申請に基づいて配分されます。申請に必要な書類は災害によって異なります。申請書及び申請方法は、各市町村窓口にお問い合わせいただくか、市町村ホームページを参照ください。

- ③ 所得税、都道府県民税、市町村民税の軽減又は免除
- ④ 健康保険や後期高齢者医療、介護保険の保険料及び窓口負担の減免または猶予（被災直後の一定期間は罹災証明書は不要）、年金の猶予
- ⑤ 公的書類の手数料が無料
- ⑥ 仮設住宅や公営住宅への優先入居、住宅の応急修理
- ⑦ 災害復興住宅融資
- ⑧ 自治体による支援制度

(2) 罹災証明があれば、申請して受けられる可能性がある民間支援の例

- ① 金融機関による融資特例
- ② 私立学校などの授業料減免
- ③ 災害保険の保険金受給（地震保険については罹災証明書は不要）
- ④ 電気・ガス・上下水道・電話料金・NHK 受診料

(3) 罹災証明がなくても、申請して受けられる公的支援の例

① 災害弔慰金

災害によって死亡又は行方不明になった場合には、下記の災害弔慰金を受けとることができます。詳細は所在地の市町村におたずねください。

生計維持者が死亡した場合	500 万円
その他の者が死亡した場合	250 万円

② 災害障害見舞金

災害によって下記に掲げる重度の障害を被った場合には、下記の災害障害見舞金を受け取ることができます。詳細は所在地の市町村に確認してください。

なお、下記に該当しない場合でも一定の障害を被った場合は、身体障害者手帳の交付対象者となり、手当・年金、医療、貸付、扶養共済、交通、住宅、税の減免、補装具などの給付が受けられます。

生計維持者	250 万円
その他の者	125 万円
対象となる重度の障害	
①両眼の失明、②咀嚼及び言語の機能を廃した人、③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人、④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人、⑤両上肢をひじ関節以上で失った人、⑥両上肢の用を全廃した人、⑦両下肢をひざ関節以上で失った人、⑧両下肢の用を全廃した人、⑨精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人	

③ 災害援護資金（貸付：所得制限あり）

災害により負傷または住居、家財の損害を受けた方は、最大 350 万円まで低利の災害援護資

金を借りることができます。ただし、所得制限があります。詳細は所在地の区市町村に確認してください。

- ④ 応急仮設住宅又は借り上げ住宅への入居
- ⑤ 災害復旧貸付（中小企業者）

2 罹災証明書の発行の手続き

(1) 自然災害の申請窓口は市町村役場。火災被害の場合は消防署

「罹災証明書」とは、災害による被害の程度を証明する書面をいい、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の申請時等に利用されます。

災害対策基本法 90 条の 2 では、「市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という）を交付しなければならない」と定めており、住宅被害を必須の証明事項としています。対象となる災害の種類や規模の制限はありません。

なお、自然災害の場合は自治体が発行し、火災被害の場合は消防署が発行します。

「罹災証明書」の発行を申請すると、「罹災届出証明書」を発行してもらえます。これを発行してもらおうと「罹災証明書」の代わりに利用出来る場合もあります。

<被災から支援措置の活用までの流れ>



(2) 罹災証明書の申請に必要なもの

「罹災証明書」の申請には、①印鑑、②本人確認資料（免許証など）、③被災写真（又はスケッチなどでも可）、さらに本人以外の場合は委任状が必要です。発行手数料は無料です。

(3) 現況調査

「罹災証明書」の交付を申請すると、被害の程度の認定のため、専門の調査員が現地を訪れて現況調査を行います。

現況調査を行う調査員は、自治体で認定を受けた建築士です。なお、地震の際に余震などによる二次災害の防止のために、被災した建物について、応急危険度判定士（行政職員又は民間の建

築士等)が、一定の基準に基づき、当面の使用の可否を判断し、「危険(赤)」、「要注意(黄)」、「調査済(青)」のステッカーを貼付する「応急危険度判定」とは異なります。

罹災証明書の被害認定基準の概要			
被害区分	認定基準		
全壊	概要	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの	
		延べ床面積に占める損壊・消失・流失部分の面積	70%以上
		住家全体に占める屋根・柱・壁・基礎等の主要構成要素の経済的被害	50%以上
	水害	浸水深の一番浅い部分が1階天井まで達したものを含む	
大規模半壊	概要	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの	
		延べ床面積に占める損壊・消失・流失部分の面積	50%以上 70%未満
		住家全体に占める屋根・柱・壁・基礎等の主要構成要素の経済的被害	40%以上 50%未満
	水害	浸水深の一番浅い部分が、床上1mまで達したものを含む。	
半壊	概要	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの。住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの	
		延べ床面積に占める損壊・消失・流失部分の面積	20%以上 50%未満
		住家全体に占める屋根・柱・壁・基礎等の主要構成要素の経済的被害	20%以上 40%未満
	水害	浸水深の一番浅い部分が、床上まで達したものを含む。	

※上記以外に、「床上浸水」(1階部分が全面的に浸水)、「床下浸水」(基礎の内側、玄関、勝手口に水が入った)証明があります。

① 地震の場合

地震被害の遭った場合の現況調査は、第1次調査と第2次調査があります。第1次調査は申請で実施する場合がありますし、全世帯を対象に実施する場合があります。また、被害個数が少ない場合などでは第2次調査のみを実施する場合があります。

第1次調査は、「外観の損傷状況の目視による把握」、「住宅の傾斜の計測」、「住家の主要な構成要素の把握(目視)」を行います。

第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に、原則として申請者の立ち会いの下で実施されます。第2次調査は、外観目視調査及び内部立入調査で、外観の損傷状況の目視による把握、住宅の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視により把握します。



② 水害の場合

被災者の立ち会いのもとで、敷地内及び住宅に立ち入り、「外観の損傷状況の目視による把握」、「住宅の傾斜の計測」、「住家の主要な構成要素の把握(目視)」を行います。

ただし、戸建ての1~2階建てであり、かつ、津波、越流、



堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力被害がある場合には、第1次調査・第2次調査の2段階で実施します。原則として内部立入調査を行います。

③ 風害の場合

被災者の立ち会いのもとで、「外観の損傷状況の目視による把握」、「住宅の傾斜の計測」、「住家の主要な構成要素の把握（目視）」を行います。原則として内部立入調査を行います。

風害被害があった場合の現況調査方法も、外観からの判定、傾きの判断、屋根や外壁などの状態の審査については他の場合と同じです。

風害の場合、これに加えて住居の外装による判定が行われます。

外装部分に大きな損傷がなく、住居の中へ浸水する被害が発生するおそれなどが無い場合には、半壊の被害の程度に至らないとされます。



(4) 罹災証明書の申請期限

罹災証明書の申請に期限が設けられることがあります。

具体的な期限の長さについては各自治体によっても異なりますが、たとえば罹災してから原則14日や1ヵ月などの短めの期限を設定している自治体も多いです。

これに対して、長いところだと、6ヵ月以内の申請で足りる自治体もあります。

罹災証明書を申請する場合には、いつまでに申請しなければならないかを各自治体に確認した上、罹災後早めに手続きをする必要があります。

罹災証明書は発行までに早くとも1週間はかかります。

3 被災証明書

被災証明書は、その人が災害による被害を受けたという事実そのものを証明するための証明書です。

車や家財などの動産が災害による被害を受けた場合には、罹災証明書ではなく被災証明書によって被害を証明することができます。

被災証明書は、申請すればその日に発行してもらえます。

被災証明書を申請する場合には、自治体によってもその方法が異なりますが、たとえば停電や断水などの状況を証明すれば発行してもらえることもありますし、車や家財などが損壊していれば証明書の発行が受けられる場合などもあります。

なお、罹災証明書はどの自治体でも発行されますが、被災証明書は、自治体によってはないところもあります。この場合には、罹災証明書が被災証明書の役割も兼ねることができます。火災に遭った場合の罹災証明書は消防局で発行されますが、被災証明書は消防局では発行されません。